

## 令和4年度第2回小山広域保健衛生組合廃棄物減量化対策推進検討会 会議録

日 時 令和5年2月6日（月） 10時～12時10分  
場 所 小山広域保健衛生組合クリーンセンター管理棟 2階 大会議室  
出席委員 市村充章会長、関良平委員、阪田和哉委員、津野田久江委員、亀岡康一委員、  
戸倉重行委員、檜村正弘委員、尾林正人委員、鶴岡正顯委員、田熊利光委員、  
益子友幸委員、伊藤俊之委員、細島讓委員  
欠席委員 なし  
関係者 (小山市) 生井環境課長  
(下野市) 篠崎環境課長、福田環境課主幹  
(野木町) 小堀生活環境課長、柏崎課長補佐兼環境リサイクル係長  
(小山広域保健衛生組合) 鹿久保総務課長  
(小山広域保健衛生組合) 水野施設管理課長、杉山課長補佐兼管理係長  
事務局 (小山広域保健衛生組合) 鍋倉建設政策課長、福岡政策係長、  
塚原主査、笠越主事

### ○次第

- 1 開会
- 2 議題
  - 議題1 指定袋制度に関する住民アンケートについて
  - 議題2 指定袋制度基本方針（案）について
  - 議題3 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について
  - 議題4 燃やすごみ減量化施策の取組状況・今後の方針について
- 3 その他
- 4 閉会

## ○検討会

### 議題1 指定袋制度に関する住民アンケートについて

#### 【事務局説明】

「資料1 指定袋制度に関する住民アンケートについて」に沿って説明

#### 【委員からの意見等】

委員 アンケートの実施時期と年齢層や性別などの要因によって回答の傾向について違いなどがあれば示してほしい。

事務局 アンケートの実施時期については市町によって前後はするが11月から12月に実施している。

回答の傾向については、今回のアンケートでは単純集計しか実施していないので、年代別などの傾向は把握できていない状態である。

委員 今後、年齢層や性別などの回答者属性による傾向を含めて説明できればより効果的に情報提供ができると考えられるので、確認してほしい。

委員 2点ある。1点目はアンケート結果について公開されると思うが、その際にどのような設問をしたのかも分かるよう、アンケート用紙も併せて公開してほしい。アンケートの設問と回答が一緒になっていたので回答した人も、どのような設問があったか分からなくなっている。

2点目は、アンケートの自由意見の結果を見ると反対と回答した方が賛成の倍になっている。今回のアンケートは指定袋制度導入の是非を問うのではなく、導入を前提としてどのような制度が良いかを問う設問になっているにも関わらず、反対意見が出るというのは指定袋を導入する方針であることが住民に認知されていないことである。どのような経緯でこのような方針となったのか住民に示すべきである。

事務局 アンケート結果の公開方法については御意見に沿った対応をしたい。

今回のアンケートは指定袋へのニーズや考え方を伺う目的のもので、指定袋制度の詳細をこれから検討する段階で実施したため、指定袋制度そのものの情報不足であったことがこのような結果につながっていると考えている。今後はより丁寧な説明に努め、制度に御理解いただける方が増えるよう進めていきたい。

委員 回答者属性の中の居住形態の違いについて、戸建てと集合住宅ではごみ出しに対する意識が異なると考えられるが、これらの中で有意な差が見られた設問や傾向があれば知りたい。

事務局 こちらについても先ほどの年齢層などと同様で、単純集計しか実施していないので、今後傾向についても分析していきたい。

- 委員 自由意見の中で「自治会未加入でも集積所に出せるようにしてほしい」とあるが、自治会に入っていないとごみが集積所に出せないような自治会があるのか？
- 事務局 自治会に未加入の場合、集積所にごみを出せない問題は実際にあり、市町の課題になっている。市町では対応を検討しているが、自治会への加入を前提としたシステムになっている面もあることから、一気に解消することが難しい問題である。
- 委員 自治会未加入で集積所に出すことが出来ない人はごみを不法投棄してしまうのではないかと？
- 委員 実際のところ、今の自治会未加入者のごみ出しは黙認されているのが現実である。
- 委員 私の自治会では加入していなくてもごみ当番の参加を前提に許可している。
- 委員 ごみ当番への参加の説得を自治会からしているが、それでも参加せずにごみを排出している方については黙認している。後程、今後の問題として出てくると思うが、外国人の問題にも繋がってくる。このような方々のルール違反ごみが残ることで集積所が汚れてしまうので、自治会加入者が我慢してごみ出しを黙認している
- 委員 そのような人はごみの分別もいい加減なのではないかと？
- 委員 そのとおり。いい加減である。これから後の問題にも関係してくる。解決が難しい問題である。
- 会長 ありがとうございます。現状が分かりました。  
今この問題を議論すると進まなくなると思うので、これ以上は止めておきます。

## 議題2 指定袋制度基本方針（案）について

### 【事務局説明】

「資料2 指定袋制度基本方針（案）について」に沿って説明

### 【委員からの意見等】

委員 当初の予定では家庭系と事業系をそれぞれ別々に開始し、令和5年度と令和6年度に開始する予定とのことであったが、コストの関係などで同時に開始することになったことから一年間の猶予ができたと思うので、啓発をしっかりと実施してほしい。

制度導入後に中央清掃センターへごみを直接搬入する場合は、指定袋の使用を必要としないということか？

事務局 現時点での検討内容では、中央清掃センターへの直接搬入の場合であっても指定袋の使用を必要とする方針である。しかしながら、草木やこれ以上分別することができないようなごみは、指定袋を使っても分別の徹底による減量の余地がないので、例外的に除外品目とする方針である。

委員 家庭系と事業系を令和6年度から同時に開始する方針とすることで、袋のコストはそれなりにダウンするということが良いのか？

事務局 コストが必ず下がるとは断言できないが、一般的に製造スケールが大きくなると製造単価は安くなることから、家庭系と事業系を共通の袋にすることで製造枚数がそれぞれを製造するよりも増加するため、スケールメリットが働く結果、製造コストが下がるものだと考えられる。

委員 燃やすごみの表記が大きすぎると収集業者がルール違反ごみに違反シールを貼った際に表記とシールでごみの中身が見えづらくなる可能性があるもので、デザインの大きさはよく検討してほしい。

委員 3点ある。1点目は、京都市はカラス除けを目的に特殊な黄色塗料を使用しているとのことだが、カラスは黄色であれば黒と同じように見えると聞いたことがある。組合管内でもカラスの被害が見られるところがあるので、もう一度本体の色を黄色にすることを検討してはいかがか。

2点目は形状についてで、平袋とU字袋で容量が同じであっても、平袋は頭を縛る都合上、実際は8割程度入れるのが限界である。U字袋は取っ手の部分ギリギリまでごみを入れられる。使用者からすれば同価格であればより多く入る袋を使用したいと考えると思うので、使用者が効率的に使用できるよう検討してほしい。

3点目はデザイン案と表示内容が一致していない箇所があるので、標記の整合を図ってほしい。

事務局 まず、1点目のカラス除けの件について、コスト上の問題に加えて、カラス除けの袋を製造できる業者は限られており、昨年末ごろにカラス除け指定袋の製造が滞った事例もあったため、安定供給の側面から考えても導入は難し

いと結論に至ったが、御意見をいただいたので改めて検討したい。  
2点目の平袋とU字袋のどちらが効率的にごみを入れられるかの検討については、アンケートでもU字袋を使用している方から同様の御意見があった。一方、平袋の方がたくさん入るとか経済性に優れるので良いという御意見もあり、原案では敢えて形状を一つに限定しないこととして検討してきた。中に入れるごみの質などによってもニーズが変わる可能性もあるので、引き続き検討していく。

委員 材質について、海洋ごみでマイクロプラスチックが問題になっていることもあるので、コストとの兼ね合いにはなるが、生分解性プラスチックも検討してほしい。

指定袋のサイズについて、4種類だと多く感じる。例えば前橋市では3種類で、大体の自治体が3種類である。また、多くの自治体において最も小さい容量の袋がほとんど使われていないのが現状で、自治体によってはレジ袋などをごみ出しに使用できるようにしている。

外国語表記について、ネパール人の友人によると、ネパールでは英語教育が徹底されており、ほとんどの方は英語が分かるが、逆にネパール語を読めない方が多いと聞いている。ネパール語が必要か確認していただいたほうが良いと思う。

事務局 生分解性プラスチックについては、環境配慮の指定袋を製造できるような方針としているので、生分解性プラスチックも含めて検討していきたい。一方、「生分解性」ということに関しては、今回指定袋の導入を検討しているごみの種類が「燃やすごみ」のため、最終的には全て焼却してしまうので、このことも含めて検討したい。

サイズについては、小さいサイズのニーズが一定程度存在するが、全体からするとかなり少ないものであることは先行自治体や製造業者から伺っている。但し、制度で定められた袋しかごみ出しに使用できなくなることを考えると供給は必要であり、なるべく多くのニーズを満たせるよう検討していきたい。

多言語表記については、最終的にはそれぞれの国の方が認識できるような指定袋にして供給していきたいと考えている。

委員 指定袋は石油化学製品であることから、原油価格が高騰することで製品価格も上がるリスクがあると考えられるが、価格を安定化させる対策についてシステムに組み込む予定はあるのか？

事務局 現在検討している制度は行政が製造から流通・販売に直接的には関与しないシステムで、自由価格競争と既存の流通システム等を利用したスムーズな導入ができることがメリットになっている。そのため、価格を統一したりすることはできない。良くも悪くも、市販の袋の価格が上昇すれば指定袋も同じように上昇し、逆に下降すれば指定袋も同じように下降する。

- 委員 今回の議題である「指定袋基本方針（案）」について、この場では意見を聞くだけで、（案）が取れるのはまた別の会議になるということか？
- 事務局 また、P 2 6 の外国語表記について、小山市と野木町については記載があるが、下野市に記載はないので、下野市は外国語表記をしないということか？
- 事務局 先に下野市の外国語表記について、この場に表記させていただいているのは構成市町のごみ分別関係の資料において確認された外国語表記を列挙しているだけのものであり、実際に指定袋を製造する際は構成市町で共通仕様の袋になり、外国語表記をしないという意味ではない。
- 事務局 続けて、最初の質問にあった、基本方針の（案）を取るのがこの会議になるのかどうかについては、委員のおっしゃったとおり、この場で基本方針を決定するという事ではない。これまで行政内部だけで検討してきた基本方針（案）を提示するのはこの会議が初めてで、今後は各市町の環境委員会や審議会などの様々なところで御意見をいただいて（案）が取れるところを目指していきたい。
- 下野市 下野市の外国語表記の補足説明として、下野市でもごみ分別アプリ「さんあ〜る」を導入しており、その中で多言語表記ができるとの話を伺っている。については早い段階で多言語表記にも対応できるようにしたい。
- 委員 自由記載欄の使い方について、P 2 5 に「自治会によっては氏名等を記載させるケースがある」とあるが、自治会単位で氏名を記載させるかどうかを決めるということか？
- 事務局 自由記載欄は、自治会や事業所など地域のルールに沿って、自治会名や名前などを記載できるスペースを確保するのが目的。指定袋導入を機に、氏名や自治会名を統一的に記載するルールに変更するような意図はない。
- 委員 名前の記載について野木町は既に生ごみの有料指定袋で実施していて、各個人が名前を記載して出すルールがあるが、実際のところ半数程度の方しか記載していない。
- 野木町 先ほどの委員の発言について、一部訂正させていただきたい。生ごみの指定紙袋について有料指定袋との発言があったが、この紙袋は役場が購入する価格よりも、住民が小売店で購入する価格の方が安い。市場価格の関係で現状紙袋は1枚あたり20円以上かかっている状態であるが、それを住民には1枚10円か15円で購入していただいている。制度導入から30年以上経過して、知られなくなっているので訂正させていただいた。
- 委員 今の話は自治会単位での話であるのでこの場で議論する内容ではないと思う。質問は4点あって、1点目として、P 1 3にある“製造業者認定方式”は募集をかけるという認識でよいのか？また、何社くらいが参加するのを想定しているのか？栃木市の事例もあったので、海外調達しているような業者は避けてほしい。

2点目については袋の容量についてで、70L以上のものを挙げているが本当にこれは必要なのか？先行自治体では45L以上の採用例がないが、燃やすごみの減量化を進めようとしているのに大容量の袋があると、その容量分のごみを排出することを求められているようで抵抗があるので、大容量の袋は抑えることがごみの減量化に繋がるのではないかと考える。また、15Lがあるがこれを20Lにしてほしい。私の家の場合だが最大でも30Lまでしか使用せず、普段は20Lで事足りているからである。先行自治体でも20Lが多く、15Lは10Lと20Lの間であるからということだが、それならば20Lの方が実績もある。

3点目は、P18の形状についてであり、U字袋は取っ手の下の部分にしかごみが入らないので、この図の形状がおかしく、図による比較はできない。平袋は縛る部分の都合上全体の8割くらいしかごみが入らず、大半の住民がU字袋を使用しているはずである。そのような中で、形状についてどちらも認めるといった記載の仕方をされ、U字袋が提供されない事態が起こると困るので、U字袋に限定するか、U字袋も必ず提供されるような仕様の記載にすることを望む。

4点目がP24のデザイン案についてであるが、アンケートでも指定袋導入に伴ってごみの減量化に取り組むつもりが無い方が半数に上ることから、指定袋制度の導入に懐疑的な意見が多い。それでも指定袋を実施するのであれば、必ず成果を上げる必要があるので、そのためにごみの名称を「燃やすしかなないごみ」にすることを提案したい。福岡県柳川市が先行して実施した取り組みであるが、最近になって京都府亀岡市も続いて行っている取り組みである。柳川市においては名称変更だけの効果であるかは断言できないが、名称変更後に燃やすごみ排出量が1割程度減少したとのことである。少なくとも市民の認識が変わるのではないかと思う。「燃やすごみ」や「可燃ごみ」といってしまうと「燃やしても良いごみ」と認識されうることから、本当に「燃やすしかなない」と認識させる必要がある。

事務局 最初の製造業者認定方式で何社程度になるかといった質問について、実際にやってみないと分からないところではあるが、同規模の人口の先行自治体においては5社程度の参入があったとのこと。また、栃木市の事案についてだが、コストの面からほとんどの製造業者は製造の軸足を海外に置いており、どうしても海外調達に頼らざるを得ないのが現状である。流通の安定化は重要な課題であるので今後も、他の製袋業者からの意見聴取も行い検討を進めていきたい。

2点目の袋の容量について、まず70Lが大きすぎるという意見については、現時点での検討は家庭系と事業系をなるべく共通とすることで、事業者も低容量、一般家庭も大容量の袋をそれぞれ使用できるようにすることを想定したものである。家庭系と事業系を共通とすることで、スケールメリットがより働き、店舗での併売時に買い間違いのリスクを無くすことや、店舗での取り扱いスペースを小規模で済ませることができるといったメリット等もあ

り、現時点ではこのような案となっている。また、15Lの袋を20Lにすることについては、様々な意見があることから今後も引き続き検討していきたい。

3点目のU字袋について、大半の方がU字袋を使用されているといった御意見については、アンケートの中で平袋とU字袋双方の意見があり、また、市場に流通しているものは平袋の方が多い傾向にある。一方、普段U字袋を使用している方はU字袋の方が入るといった御意見もいただいていることから、これらを両方認める方針で進めていきたい

御提案いただいた名称については行政側でも検討した経緯がある。結果的には指定袋への移行に伴い、従来のごみ対象になるのか、住民の皆さまに分かりやすくすることを優先して現行案となったが、これを機に再度検討したい。

委員 先ほど委員がおっしゃった70Lの袋は家庭用では確かに使用されないと思う。大きい袋にまとめるのではなく、袋を分ければいいだけの話。

外国語の問題になるが、外国籍の方々へのごみ分別の説明が不十分であると思う。短期的な滞在のケースが多く、野木町でも現にそれが問題になっている。中身も分別されておらず時間外に排出されるため集積所に残されてしまっている。基本的なごみ減量化への啓発がごみの減量化に必要である。

会長 重要なお話であると思うが、指定袋制度の基本方針に係る内容を詰めているところなので、それはまた事務局に検討してもらいたい。

委員 70Lと90Lの容量を検討しているが、飲食店などでは90Lなどを利用しているケースが多いので、個人としては不要だと思うが、事業系を考慮するならこれらは必要であると思う。

委員 大容量は事業用専用になればよいと思う。

委員 間違っって個人に使用される可能性もあるので色を変えるなどが良いのでは。

委員 通販などで買い物をした場合の包装などが非常に大きく、年に数回程度はこれらのような大容量が必要になるケースがあり、砕いても45Lでも入りきらないことがある。

事務局 かさの大きいごみに使用するという意味で準備するのは良いと思う。

会長 このことについて検討していただきたい。

委員 袋の名称について、先ほどの事務局の回答で現状を踏襲したとあったが、住民からすれば何か変わったことがあったと思わせるようなインパクトがないとごみの減量化の契機付けにはならないように思える。

事務局 今回の意見の内容について、再度検討したい。

委員 P24のデザインの“きめられた日に出してください”の記載について、この書き方では“資源になるもの”だけに“きめられた日に出してください”がかかっているようにも読めてしまう。“きめられた日に出す”必要がある



のは資源物に限らずごみ全般に言えることなので、別の場所に記載した方が良い。また、“資源になるもの”は上の段落の“燃やすごみ以外”の説明内容になっているので、これらを同じ重要度の段落にすることは違和感があるので記載の方法を再度検討した方が良い。

会 長 確かにおっしゃるとおりであると思う。このことについては再整理していただきたい。

会 長 事務局においては先ほどのアンケート結果も踏まえて、指定袋基本方針策定に向けて取り組まれるようお願いしたい。

### 議題3 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について

#### 【事務局説明】

「資料3 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について」に沿って説明

#### 【委員からの意見等】

委員 製品プラスチックと硬質プラスチックの違いについてだが、製品プラスチックは現在燃やすごみとして処理されている硬質プラスチックなどのことであるとの認識で間違いないか？

事務局 そのとおりである。プラマークのついていないプラスチック類を分別収集する趣旨で、議題にあるとおりの法律が施行されたので、それにどのように対応していくか、実際に対応している先行自治体の例を挙げたところである。

委員 いままでそれらを硬質プラスチックと呼んでいたが、認識が間違っていたのか？

事務局 委員のおっしゃるとおり。現在は容器包装プラスチックを除いたものを製品プラスチックとしているが、以前は軟質プラスチックをまとめて処理していた時期もあった。

委員 資料に記載されているものは組合の分別ルールとは違うものなので、一緒の分別ではないとの認識で良いか？

事務局 そのとおり。資料にあるのは先行自治体の参考事例である。自治体によって異なるが、引き渡し先によって、金属の含有を許容するかなども異なるといった事情も見えてきたところである。

委員 来年度から実施することが決まっていること以外については、具体的にどのようなスケジュールで取り組んでいくのか？

事務局 現時点では、具体的なスケジュールを提示できるようところまで検討できていない。次年度も引き続き情報収集しながら検討を進めていきたい。

委員 先行自治体の製品プラの割合を見ると非常に割合が低く見える。一般的にプラスチックごみの8割が容器包装に該当し、残りの2割程度が製品プラスチックとなり、プラスチック以外の素材を除いた純粋な製品プラスチックが全体の1割程度であるとされることから、これらの先行自治体では完全な分別収集を行っていないのではないか？

事務局 データの中で「残渣を除いたものの数値」を示していた自治体は、最終的な搬出量だけの数値であるため、少なく見えるのかもしれない。その区別の表記がなかった自治体については残渣を含んだ量なのかどうかはわからない。

会長 事務局においては今後も継続してプラスチックの分別収集に係る取り組みを実施されるようお願いしたい。

#### 議題4 燃やすごみ減量化施策の取組状況・今後の方針について

##### 【事務局説明】

「資料4 燃やすごみ減量化施策の取組状況・今後の方針について」に沿って説明

##### 【委員からの意見等】

- 委員 下野市について動画作成と雑紙保管袋について取り組んでいるとのことだが、作成する動画の活用方法をお伺いしたい。また、雑紙保管袋については消費生活リーダー協議会がカレンダーを活用した袋の作成についての取り組みを行ったことから、再度配布する必要があると考えている。
- また、施策8にて庁舎で発生した機密文書の溶融処理を実施しているとのことだが、併せてシュレッダーによる機密文書の処理にも取り組んでいただきたい。
- 下野市 啓発動画作成に関しては財源の問題があり、検討段階にとどまっている。雑紙保管袋の配布に関しては今後取組を進めていきたいとは考えているが、前回作成したものの余りがあるので、そちらをイベント等で配布して活用していく予定である。機密文書のリサイクル処理について、シュレッダーは庁舎内でも活用しており、発生したシュレッダーごみは資源化に回している。
- 会長 燃やすごみの減量化が進んでいない現状もあるので、それぞれの市町においては更なる燃やすごみ減量化施策に取り組んでいただくようお願いしたい。

## ○その他

(1) 次回の検討会の日程について

- ・令和5年5月の連休明け以降の時期を予定する。(傍聴の可否についてはコロナの影響を考慮し、決定次第連絡する。)

## ○閉会